

第4章 次世代育成支援対策の 着実な前進に向けて

1 東京都の役割	136
2 区市町村の役割	136
3 事業主の役割	137
4 地域社会の役割	138
5 国への提案	138
6 行動計画の進捗状況の評価・公表	140
目標を掲げている事業 一覧表	142
計画に係る用語集	145

次世代育成支援東京都行動計画（後期）に盛り込んだ各施策を総合的に推進し、効果をあげていくためには、国や区市町村の各行政機関をはじめ、家庭、企業、NPO団体等の幅広い関係者が連携・協力し、それぞれの役割を着実に果たしていくことが重要です。

1 東京都の役割

（後期計画の着実な推進）

- 後期計画が目指す理念を実現するため、関係部局間の連携・協力を密にし、全庁を挙げて次世代育成支援行動計画に総合的かつ着実に取り組みます。

（区市町村への支援）

- 区市町村が、それぞれ策定した次世代育成支援行動計画に基づき、地域の実情及びニーズに応じた取組を着実に実施していくよう、必要な支援を行います。

（企業の取組を促進）

- 就労環境の整備に向けた企業の主体的な取組を支援します。また、仕事と家庭生活の両立支援に向けた気運の醸成に取り組みます。

（地域の活動への支援と協働）

- 子育て家庭が抱える様々な問題に適切に対応していくには、地域の協力が不可欠です。区市町村と連携して、民生・児童委員をはじめ、子育てグループ、ボランティア組織やNPO団体など、地域で多様な活動を展開している主体を支援します。また、状況に応じ、地域で活動する各種団体と協働体制等を構築していきます。

2 区市町村の役割

（第一義的な相談窓口）

- 住民にとって一番身近な自治体である区市町村は、子供・子育てに関する第一義的な相談窓口です。
- 子育て家庭の多様なニーズに対応するため、区市町村には、保健所・保健センターや学校、警察を初めとする各機関との連携を取る、ネットワークの要としての役割が求められています。

（保育所待機児童の解消に向けた取組）

- 待機児童数が50人以上の区市町村は、保育計画を策定し待機児童の解消に着実に取り組む必要があります。潜在需要を考慮の上、保育ニーズを的確に把握・分析し、各種の保育サービスを組み合わせ、住民が求める保育ニーズに応えていくことが必要です。

(在宅サービスの拡充)

- 一時預かりなどの各種在宅サービスの充実や、気軽に集うことができる子育てひろばの整備は、子供を育てているすべての家庭が望んでいるものの一つです。
- 地域のニーズを的確に把握し、子育て家庭にとって望ましい各種在宅サービスの充実のため、子育て支援策を積極的に展開することが重要です。

(子供や母親の健康の確保)

- 親の育児不安の軽減や、児童虐待の予防及び早期発見のため、妊娠・出産・乳幼児養育のあらゆる時期を通じ、母子の健康確保のための支援を行う体制整備が重要です。

(新たな支援の仕組みづくり)

- 地域社会の希薄化が語られる今、子育て支援策を進めるに当たり、NPO団体等の参加を促すとともにその活動を支援していくことが、新たな地域支援の仕組みづくりに必要です。

3 事業主の役割

(行動計画の策定)

- 次世代育成対策推進法では、事業主の社会的責任の一環として、一般事業主行動計画を策定し、その実施に取り組むことが定められています。

(企業の社会的責任)

- 企業には本来の業務活動のほか、環境保全、社会貢献、消費者保護など、多くの社会的責任を果たしていくことが求められています。次世代育成支援においても、就業体験の受入など、次代を担う人材を育てていく環境を整えることは、企業の重要な役割の一つです。

(就労環境の整備)

- 企業には、育児休業や子供の看護休暇の取得促進、勤務時間の短縮措置など、各種制度の充実を図るとともに、これらを活用しやすい、仕事と生活の両立が可能な職場環境づくりに努める必要があります。また、育児休業取得者の円滑な職場復帰に向けた支援などの取組も求められています。

(働き方の見直し)

- すべての人が仕事と家庭生活とのバランスの取れたライフスタイルを選択できるよう、長時間労働の削減の取組や、従業員に向けた意識啓発など、働き方の見直しへの取組を進める必要があります。

4 地域社会の役割

(地域の取組)

- 子育ての第一義的な責任は親や保護者にあります。しかし子育て家庭の約9割が核家族という現状では、家庭の中だけで子育てを行うことは難しいため、子育てを支援していく地域ぐるみの取組が必要です。

(児童虐待の防止のために)

- 児童相談所及び子供家庭支援センターに寄せられる児童虐待相談件数は増加傾向にあります。虐待の兆候を発見し、早期対応・未然防止をするためには、地域からの情報提供・通告が重要です。児童虐待の防止等に関する法律には、国民の通告が義務付けられています。何か様子がおかしいと感じたり、気になることがあったら、どんなに些細なことでも子供家庭支援センターや児童相談所に通告することが重要です。

(NPO等と行政との連携)

- 子育てひろばのような地域の子育て支援拠点での取組や、地域の中で行われているNPO団体等による子育て支援活動等を核として、地域の中で行われているNPO団体等による子育て支援活動等を核として乳幼児とその保護者や、地域の子育て経験者の連携等を構築していくことが必要です。
- 今後、NPO団体等の活動に対する期待はますます大きく、既に構築されているネットワーク等を活かしつつ、NPO団体と行政、企業等の新たな連携や協働の形の模索が求められています。

5 国への提案

我が国は、平成17年に人口減少の局面に入りました。平成19年から平成21年には団塊の世代が退職期を迎え、人口動態や社会経済活動の面で大きな転換期を迎えています。

国は、「子ども・子育てビジョン」において、地域における子育て環境の整備や仕事と家庭の両立の実現が急務であるとしています。

少子高齢化の進むこの時期に、次代を担う子供の育ちを担う施策を実効性のあるものとするためには、都、区市町村そして事業者が、それぞれの行動計画を着実に推進し、その役割を果たしていくことが不可欠です。

さらに、子供・子育て支援策を総合的に推進していくため、国においては、次に掲げる事項を迅速かつ着実に実施するよう提案していきます。

(1) 利用者本位の制度となるよう保育所制度の抜本的な改革を進めること

- 現行では、児童福祉法に定める「保育に欠ける」という入所要件を満たさなければ、

認可保育所に子供を入所させることができません。

- 「保育に欠ける」要件として、保護者が昼間労働することを常態としていること等が列挙されているため、認可保育所の開所時間は、「昼間労働」を前提として設定され、不規則勤務や夜間勤務の人などは認可保育所を利用することが難しくなっています。また、在宅で子育て中の家庭が、就職活動や資格取得などを理由に利用することも困難です。
- 大都市東京の保育ニーズに即したサービスを提供し、かつ待機児童の解消にも資する認証保育所を国の制度に位置付け、財政措置を講じるとともに、保育を必要とするすべての人が利用し、かつ、保育の必要度に応じて利用できる仕組みとなるよう、保育所制度の抜本的な改革を進めることが必要です。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

- 働きながら安心して子供を産み、育てられる雇用環境の整備のため、企業が意識改革を進め、創意工夫を凝らし、仕事と子育ての両立支援に向けた先駆的な取組を実施することを促す新たな仕組みを、国自らが構築することも必要です。
- ワーク・ライフ・バランスの実現には、企業の意識改革や率先した取組が不可欠であり、独自の検討を進めている企業も多く見られます。都の先駆的な取組の成果を踏まえ、在宅勤務や短時間勤務など、両立支援に有効な仕組みの法制化等を含め、国の責任において抜本的な対策を検討する必要があります。

(3) 小児・周産期医療体制の強化

- 小児科・産科を中心に医師不足が深刻化するなか、限られた医療資源を有効に活用し、地域の実情にあった小児救急医療体制・周産期医療体制を構築していく必要があります。課題の解決に当たっては、診療報酬の適正な評価、医師の養成・確保対策の推進など国の主体的な取組が不可欠であり、国の責任において抜本的な対策を講じる必要があります。
- ① 小児救急医療・周産期医療に係る診療報酬を、地域の実情にあった医療が提供できるよう、実態に合わせて評価すること。
- ② 一次から三次までの医療機関が連携を強化し、リスクに応じた役割分担のもとで、効果的・効率的に医療を提供できる体制づくりやネットワークの構築などに対して、実効性のある支援策を講じること。
- ③ NICUからの円滑な退院を図るため、在宅生活を支える取組への支援を充実すること。
- ④ 医師の養成・確保・定着に向けて、診療報酬の適正な評価、勤務環境の改善、再就

業支援など、総合的な対策を講じること。

(4) 社会的養護の下で育つ子供への支援を充実すること

- 近年、児童虐待の急増等により、情緒面や行動面で問題を抱えた児童の入所が増加しています。
- こうした状況に対して、実態を十分に調査した上で専門的・治療的ケアが十分に行えるよう、職種別職員定数を抜本的に改善し、児童に対する支援体制の充実を図っていくことが必要です。
- また、社会的養護の下で育つ子供達は、家庭的な雰囲気の中で生まれ、自立できることが望ましいことから、家庭的養護を一層充実していくことも不可欠です。

(5) 次世代育成支援対策の推進（子育て支援のための財源の確保）

- 今後5年間にわたる後期計画を実効性のあるものとしていくためには、都や区市町村が、自らの策定する地域行動計画に基づく各施策を着実に実施できるよう、必要な財源措置を国が講じること不可欠です。
- また、国が「子ども・子育てビジョン」において掲げている、「子ども手当の創設」、「潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機事業の解消」などについても、真に実効性があがるものとするよう必要な財源措置を講ずることが必要です。

6 行動計画の進捗状況の評価・公表

- 東京都が取り組む次世代育成支援対策を実効性あるものとするため、主要施策については毎年その進捗よく状況を点検し、ホームページ等で公表します。
- 後期計画期間中は、対象事業の進捗状況、事業効果等を評価するため、毎年1～2回、客観的かつ専門的な立場からの意見交換・評価検証を行う機会を設けることとします。

(1) 評価・検証

計画の実施状況について、個別事業に係る数値目標の推移や、施策に関する各種調査などにより、個別事業の進捗状況及び、施策・計画レベルの満足度等に関する検証・評価を行います。

(2) 評価指標の設定

国の示す「行動計画策定指針」に則し、計画全体・施策レベルの2段階の評価指標を設定します。

(※ 評価指標については、子育て応援都市推進本部 計画推進・評価部会において決定する。)

【次世代育成支援東京都行動計画（後期）評価指標の考え方】

- 計画期間終了時の評価に向け、計画全体の指標を設定する。
- 毎年度の事業評価に向け施策レベルの指標を設定する。
※毎年度の事業評価は、進捗状況管理と並行して行う。
- 毎年度の事業評価の際には施策レベルの指標だけでなく、後期計画において定める目標事業量の進捗についても参考とする。

(3) 評価の実施

計画推進・評価部会において、その進行管理や関係各課との連絡調整を行うこととします。

(4) 報告・公表

計画の進捗状況及びその評価については、学識経験者、企業関係者、子育てサービス関係者等から構成する「評価懇談会」（仮称）に報告し、意見を求めるとともに、報告資料等については、東京都公式ホームページ等により公表することとします。

(5) 計画への反映

後期計画期間中においても、次世代育成支援施策の動向や、子育て家庭のニーズ及び社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画（目標数値・評価指標を含む）の見直しを行います。

目標を掲げている事業 一覧表

No	項目	21年度実績	26年度目標	担当局
4	子ども家庭総合センター(仮称)の整備	建築関係法令に基づく申請・届出・工事発注・契約手続き等	24年度開設	福祉保健局
14	子育て短期支援事業(ショートステイ) ※トワイライトステイは、延長・夜間保育に統合	41区市町村	62区市町村	福祉保健局
15	一時預かり事業	20年度 30万人	40万人	福祉保健局
16	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん)	48区市町村	62区市町村	福祉保健局
16	養育支援訪問事業	47区市町村	62区市町村	福祉保健局
17	ファミリー・サポート・センター事業	提供会員数 11,574人	提供会員数 13,500人	福祉保健局
27	こども救命センターの創設	-----	22年度 4か所	福祉保健局
30	周産期医療システムの整備	NICU 222床	NICU 320床	福祉保健局
32	母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置	3か所	22年度 4か所	福祉保健局
69	通常保育事業	21年4月時点 保育サービス利用児童数 185,475人	27年4月時点 保育サービス利用児童数 228,500人 ※計画期間内に35,000人増	福祉保健局
75	定期利用保育事業 ※パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充	-----	40万人	福祉保健局
77	夜間保育事業	午後10時までの開所 54か所	午後10時までの開所 64か所	福祉保健局
78	延長保育事業	20年度 都内認可保育所での実施率 8割(うち2時間以上延長1.8割)	都内 全認可保育所での実施(うち2時間以上延長3割) ※島しょ部除く	福祉保健局
79	休日保育事業	52か所	100か所	福祉保健局
80	病児・病後児保育事業の充実	93か所	140か所	福祉保健局
81	学童クラブ運営費補助事業	21年5月時点 登録児童数 84,032人	登録児童数：104,000人 ※計画期間内に20,000人増	福祉保健局

No	項目	21年度実績	26年度目標	担当局
88	地域スポーツクラブの設立・育成支援事業	32区市町村 80クラブ	25年度 全62区市町村 28年度 100クラブ	生活文化スポーツ局
89	総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	-----	3年後に全国平均値 10年後に30年前の水準に	教育庁
121	高等学校「家庭」における保育体験活動の充実	20年度 全日制107校・定時制8校	全都立高校において保育体験活動を実施	
138	養育家庭等の拡充	家庭的養護が社会的養護の27% 養育家庭委託児童数388人 (21年12月現在)	平成26年度末までに家庭的養護を社会的養護の35%にする。	福祉保健局
139	養護児童グループホームの設置促進	家庭的養護が社会的養護の27% 114ホーム688人 (22年2月現在)		
149	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	20年度末 61区市町村	都内全域での実施	福祉保健局
150	母子家庭高等技能訓練促進費等事業	56区市町村		
203	信号機の導入・整備	20年度末 歩者分離式信号 145か所 歩行者感应式信号124か所	平成22年度は既存の整備計画の枠内で実施、平成23年度以降は平成22年度の実施結果及び実態調査結果を踏まえて策定	警視庁
217	子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」	581か所	20～22年度 各年度200か所	福祉保健局
227	駅施設のバリアフリー化(エレベーターの設置)	89駅(106駅中)	24年度 すべての駅でエレベータ等により1ルートを確保	交通局
228	ノンステップバスの導入	都営バス1,287両に導入	24年度 すべての路線バス車両に導入	交通局

3 関連	子育てひろば(地域子育て支援拠点)の整備	686か所	879か所	福祉保健局
	センター型子育てひろば(地域子育て支援拠点)の整備	29区市	49区市	福祉保健局
140 関連	入所等児童数	3,933人	4,021人	福祉保健局
	小規模グループケア実施	70%	100%	福祉保健局



第4章

次世代育成支援対策の着実な前進に向けて